

神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱

- 第1 趣旨
- 第2 定義
- 第3 事業の内容
- 第4 交付主体
- 第5 県の助成措置
- 第6 交付要件
- 第7 交付金額
- 第8 交付期間等
- 第9 申請窓口
- 第10 事業計画書
- 第11 計画書の承認
- 第12 事業の着手
- 第13 計画の変更の承認
- 第14 資金交付の手続
- 第15 状況報告及び確認
- 第16 交付の停止等
- 第17 資金の返還
- 第18 事業の推進体制と相談窓口
- 第19 関係機関との連携とサポート体制の整備
- 第20 交流会の開催
- 第21 推進事業
- 第22 経営発展支援金事業
- 第23 交付対象者の情報共有
- 第24 効率的かつ適正な技術の確保
- 別表 1
- 別表 2
- 別表 3

第1 趣旨

近年、本県においては販売農家の減少と農業者の高齢化が進行しており、かながわ農業の維持発展のためには、次世代を担う農業者の育成・確保が重要となっている。

新規就農を進めるに当たっては、農業技術の習得や、所得の確保が課題となることから、就農に向けた研修の支援や、経営開始直後の新規就農者に、予算の範囲内で資金を交付することにより、次世代のかながわ農業を担う意欲ある新規就農者を育成確保する。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

1 就農

主に農業経営を行う事業体の経営者（共同経営であることが明確である場合を含む）として農業経営を実施すること。

2 雇用就農

農業を営む経営体に常勤の状態で雇用され、主に農業生産に従事していること。

3 親元就農

親族が経営する農業経営体に就農すること。

4 研修

就農に向け、農業の技術や経営方法習得のため、別表1に定める研修機関等において、農作業等実践的な勉強や実習を行うこと。

5 人・農地プラン

集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、今後の地域の中心となる経営体や、農地の集積方針などを記載するプランとする。

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等をいう。

6 就職氷河期世代

新規学卒採用が特に厳しかった1993年から2004年頃に学校卒業期を迎えた世代をいう。

第3 事業の内容

この要綱において、事業の内容は次のとおりとする。

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、別表1に定める研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

2 就職氷河期事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、別表1に定める研修機関等において研修を受ける就職氷河期世代の者に対して資金を交付する事業

3 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交

付する事業

4 推進事業

資金の交付等に係る推進事務を行う事業

5 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

第4 交付主体

第3に定める各事業の交付主体は、次のとおりとする。

1 神奈川県

2 神奈川県

3 市町村（ただし、第19の2に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。）

4 神奈川県及び市町村

5 市町村

第5 県の助成措置

県は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）。以下「農業人材力事業実施要綱」という。）第4の1の(1)及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(1)に定める事業実施主体からの補助を受け、予算の範囲内において事業を実施するとともに、事業の実施に必要な経費を交付主体に補助する。

また、第6の交付要件を満たす場合にあっても、交付見込額が予算の範囲を超える場合は、別表2の採択順位に従い交付を決定する。なお、この基準で順位を判断できない場合は、個別に判断を行う。

第6 交付要件

第3の1、2及び3に定める各事業の交付要件は次のとおりとする。

1 準備型

(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 第11の計画書の内容が、次に掲げる基準に達していること。

ア 別表1に定める研修機関等において研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を身につけること。

ウ 原則として就農希望地が県内であること。

エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

- オ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）又は就職氷河期事業による資金の交付を受けていないこと。
- (5) 既に農業又は他の業種の経営主等となっていないこと。
- (6) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合は含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。
- (7) 研修終了後に独立・自営就農（3の(2)に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (8) 第11の1の(1)の研修計画（別紙様式第2-1号）の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合に限り、採択を可能とする。知事は、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めたと根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。
- (9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第11の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

2 就職氷河期事業

- (1) 第11の2の(1)の研修計画（別紙様式第2-2号）の承認申請時の年齢が原則30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下の就職氷河期世代であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として知事が認める場合は予算の範囲内で採択できる。
- (2) 第11の計画書の内容が、次に掲げる基準に達していること。
- ア 別表1に定める研修機関等において研修を受けること。
 - イ 研修期間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を身につけること。

ウ 原則として就農希望地が県内であること。

エ 先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート又はアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

(3) 常勤の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
また、過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）及び就職氷河期事業による資金の交付を受けていないこと。

(5) 既に農業又は他の業種の経営主等となっていないこと。

(6) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承することを確約すること。

(7) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

(8) 第11の2の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合に限り、採択を可能とする。知事は、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

(9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は第11の2の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

3 経営開始型

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第 4 号）を添付したものの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。
- なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 経営開始後 5 年以上経過している農業者と法人を共同経営する場合は交付の対象外とする。
- (7) 人・農地プラン進め方通知の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること。
- あるいは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する者をいう。）から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）
- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (9) 農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限

り、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

(13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(14) 平成 28 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始 4 年目以降の者が第 11 の 3 の (1) の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第 15 の 3 の (2) の中間評価に準じて経営開始 3 年目の評価を受け、A 評価の者であること。

なお、「農業経営を開始」とは、農地や主要な資産の取得、本人名義の取引を行うなど、明らかに農業経営を行っている状態をさし、(2) の要件を全て満たしていることを要さない。

第 7 交付金額

1 準備型

(1) 準備型の交付金額は、交付期間 1 年につき一人あたり最大 150 万円とする。なお、交付は半年分又は 1 年分を単位とすることを基本とする。

(2) 交付対象期間が半年に満たない場合は、資金を月割で算出する。

2 就職氷河期事業

(1) 就職氷河期事業の交付金額は、研修期間 1 年につき一人あたり最大 150 万円とする。

なお、交付は交付対象となる研修期間の半期分を単位とすることを基本とする。ただし、研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、研修実施状況の確認を 1 回以上実施し、交付対象者が適切に研修を行っていることを確認できる場合は、1 年を超える対象研修期間分の資金を交付することができるものとする。

(2) 交付金額は、資金の対象研修期間の月数分の額とする。

3 経営開始型

(1) 経営開始型の交付金額は、経営開始 1 年目から経営開始 3 年目までは交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円、経営開始 4 年目以降は交付期間 1 年につき 1 人当たり 120 万円を交付する。なお、交付は半年分又は 1 年分を単位とすることを基本とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間 1 年につき夫婦合わせて、(1) の額に 1.5 を乗じて得た額（1 円未満は切捨て）を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間 1 年につきそれぞれ (1) の額を交付する。なお、経営開始後 5 年以上経過している農業者（当該農業者が 3 の (1) の交付を受けている場合は、その 5 年度目を超えている農業者）が法人の役員に 1 名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外と

する。

第8 交付期間等

1 準備型

準備型の交付期間は、最長2年間とする。

なお、平成31年4月以降に研修を開始する者であって、第6の1の(2)のオの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

2 就職氷河期事業

就職氷河期事業の交付対象となる研修期間は、最長2年間とする。

3 経営開始型

経営開始型の交付期間は、最長5年間（経営開始後5年度目分まで）とする。

第9 申請窓口

1 準備型及び就職氷河期事業

研修計画及び交付申請書等の申請窓口は、知事が別に定めるものを除き、かながわ農業アカデミー校長（以下「校長」という。）とする。

ただし、交付を希望する者の就農地が既に県内に決まっている場合、知事と就農予定地の市町村長が調整の上、就農予定地の市町村を申請の窓口とすることができる。

2 経営開始型

申請窓口は、交付を希望する者が位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランを策定した市町村とすることを基本とする。

第10 事業計画書

1 経営開始型にあつては、交付主体は市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第1号）を作成し、知事に承認申請する。

2 知事は、前項の規定により提出のあった市町村農業次世代人材投資事業計画について、内容が適切であるか確認し、その結果を交付主体に通知する。

3 2の承認を受けた交付主体は、以下の項目に付き変更を行う場合は、1の手続きに準じて行うものとする。

(1) 新規就農者数に関する目標

(2) 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減

(3) 経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30%を超える減

(4) 推進事業費の増額

4 知事は、市町村農業次世代人材投資事業計画の変更申請があつた場合は、2の手続きに準じて通知する。

5 交付主体は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第1号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお、市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、経営開始型の交付を受けた者（以下「開始型交付対象者」という。）の青年等就農計画等の進ちょく状況、達成状況、就農継続状況等の評価を

行うこととする。

第11 計画書の承認

1 準備型

- (1) 交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第2-1号）を作成し、知事が別途定める提出期限までに校長に承認申請する。校長は申請された研修計画を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事は、(1)の承認申請があった場合は、研修計画の内容について別途定める研修計画承認委員会を開催し、審査する。審査の結果、第6の1の要件及び別表3を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。審査の結果は、研修計画の承認通知（別紙様式第3-1号）、又は研修計画の不承認通知（別紙様式第3-2号）により申請した者に通知する。
- (3) (2)の審査に当たっては、別途知事が定める方法により、関係者で面接等を行うものとする。

2 就職氷河期事業

- (1) 交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第2-2号）を作成し、知事が別途定める提出期限までに校長に承認申請する。校長は申請された研修計画を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事は、(1)の承認申請があった場合は、研修計画の内容について別途定める研修計画承認委員会を開催し、審査する。審査の結果、第6の2の要件及び別表3を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。審査の結果は、研修計画の承認通知（別紙様式第3-1号）、又は研修計画の不承認通知（別紙様式第3-2号）により申請した者に通知する。
- (3) (2)の審査に当たっては、別途知事が定める方法により、関係者で面接等を行うものとする。

3 経営開始型

- (1) 交付を受けようとする者は、事前に青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。
- (2) 交付主体は、(1)の承認申請があった場合は、その内容について審査し、その結果、第6の3の要件及び別表3を満たし、経営の開始若しくは定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認する。審査の結果は、青年等就農計画等の承認通知（別紙様式第5-1号）、又は青年等就農計画等の不承認通知（別紙様式第5-2号）により申請した者に通知するとともに、その市町村を管轄する各地域県政総合センター所長若しくは横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）を通じて知事に報告（別紙様式第6号）する。
- (3) (2)の審査に当たっては、県農業技術センター等の関係機関や第19の2のサポート体制による面接等の実施により行うものとする。

第12 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。
- 2 やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第10の1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第29号）を、所長を通じて知事に報告するものとする。
なお、交付決定までのあらゆる損失等は交付主体の責任とすることを了知の上行うものとする。

第13 計画の変更の承認

1 準備型

- (1) 第11の1の(2)の承認を受けた者は、計画を変更する場合、計画の変更を第11の手続に準じて校長に承認申請（別紙様式第2-3号）する。
- (2) 研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 知事は、計画の変更申請があった場合は、第11の手続に準じて、審査し承認する。

2 就職氷河期事業

- (1) 第11の2の(2)の承認を受けた者は、計画を変更する場合、計画の変更を第11の手続に準じて校長に承認申請（別紙様式第2-4号）する。
- (2) 研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 知事は、計画の変更申請があった場合は、第11の手続に準じて、審査し承認する。

3 経営開始型

- (1) 第11の3の(2)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を第11の手続に準じて交付主体に申請する。
- (2) 追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、第11の手続に準じて、審査し承認する。

第14 資金交付の手続

1 準備型

- (1) 第11又は13の承認を受けた者は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、校長に交付申請書を提出する。なお、交付期間ごとの申請書提出期限は知事が別に定める。
- (2) 交付の申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

- (3) 校長は、提出された交付申請書の内容を確認の上、申請内容を適当と認めた場合は、申請者に資金を交付し、知事にその内容を報告する。なお、知事の判断により1年分の資金を一括で交付することができるものとする。
- (4) 交付を希望する者の就農地が既に県外に決まっている場合、神奈川県と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から資金を交付することができる。

2 就職氷河期事業

- (1) 第11又は13の承認を受けた者は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、校長に交付申請書を提出する。なお、交付申請書提出期限は知事が別に定める。
- (2) 交付の申請は、交付対象となる研修期間の半期分を単位として行うことを基本とし、原則として申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付対象となる研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、第15の2の(1)の研修状況報告を1回以上行っている場合は、1年を超える対象研修期間分の資金を申請することができる。なお、交付対象となる研修期間が1年を超える場合は、交付の申請は交付対象となる研修期間の最初の日から1年以内に行うことができるものとする。ただし、いずれの場合も、交付の申請は第11の承認を受けた年度内に行うものとする。
- (3) 校長は、提出された交付申請書の内容を確認の上、申請内容を適当と認めた場合は、申請者に資金を交付し、知事にその内容を報告する。なお、知事の判断により1年を超える対象研修期間分の資金を交付することができるものとする。ただし、1年を超える対象研修期間分の資金を交付する場合は、就職氷河期事業の交付を受けた者（以下「就職氷河期事業交付対象者」という）が研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、第15の2の(1)の研修実施状況の確認を1回以上実施し、就職氷河期事業交付対象者が適切に研修を行っていることを校長及び知事が確認した上で行うこととする。
- (4) 交付を希望する者の就農地が既に県外に決まっている場合、神奈川県と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から資金を交付することができる。

3 経営開始型

- (1) 第11又は13の承認を受けた者は、交付主体に対し交付を申請（別紙様式第7号）する。
- (2) 交付の申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和2年4月以降の農業経営とする。
- (3) 資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。
- (4) 人・農地プランの策定市町村と交付を希望する者の居住市町村が異なる場合は、両市

町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第 15 状況報告及び確認

1 準備型

(1) 研修状況報告

ア 準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という）は、研修状況報告書（別紙様式第 8-1 号）又は（別紙様式第 8-2 号）を校長に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間後 1 か月以内に行う。校長は、提出された報告書を取りまとめ、知事に報告する。

イ 研修状況報告を受けた校長及び知事は、研修機関や県農業技術センター等関係機関と協力し、別表 3 を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要に応じて研修機関や県農業技術センター等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

ウ 確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第 9 号）を使い、次の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに準備型交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは準備型交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に準備型交付対象者への面談を実施することができることとする。

(ア) 準備型交付対象者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(イ) 指導者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(ウ) 書類確認

- a 成績表（成績表が発行されている場合）
- b 出席状況
- c 研修時間及び休憩時間

(2) 就農状況報告

ア 準備型交付対象者は、研修終了後 6 年間、毎年 7 月及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告（別紙様式第 10-1 号）、（別紙様式第 10-2 号）又は（別紙様式第 10-3 号）を校長に提出する。校長は、提出された報告書を取りまとめ、知事に報告する。

イ 校長及び知事は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。ただし、第 6 の 1 の (6) に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は次のとおり行うこととし、他の都道府県に就農した者については、その都道府県と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

3の(1)のイによる確認結果について、農業人材力強化総合支援事業実施要綱第4の1の(1)に定める事業実施主体が作成し運用するデータベースに照会する。(以下、データベースという。)

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

農の雇用事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

校長及び知事は、県農業技術センター等に照会して確認する。

(3) 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、校長に就農遅延届(別紙様式第11号)を提出する。校長は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、校長は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(4) 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合、就農1か月以内に就農報告(別紙様式第12号)を校長に提出する。校長は、当該交付対象者が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した市町村を所管する所長に情報を提供するとともに、知事に報告する。なお、校長は独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(5) 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに校長に就農中断届(別紙様式第13号)を提出する。校長は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第14号)を提出する。また、校長は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第15号)を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(7) 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第28号）を校長に提出する。校長はその状況を知事に報告する。

2 就職氷河期事業

(1) 研修状況報告

ア 就職氷河期事業交付対象者は、研修状況報告書（（別紙様式第8-1号）又は（別紙様式8-2号））を校長に提出する。提出は交付対象となる研修期間の半年ごとに行い、報告対象となる研修期間経過後1か月以内に行う。校長は、提出された報告書を取りまとめ、知事に報告する。

イ 研修状況報告を受けた校長及び知事は、研修機関や県農業技術センター等関係機関と協力し、別表3を満たしているかどうか、研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要に応じて研修機関や県農業技術センター等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

ウ 確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第9号）を使い、次の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに就職氷河期事業交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは就職氷河期事業交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に就職氷河期事業交付対象者への面談を実施することができることとする。

(ア) 就職氷河期事業交付対象者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(イ) 指導者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(ウ) 書類確認

- a 成績表（成績表が発行されている場合）
- b 出席状況
- c 研修時間及び休憩時間

(2) 就農状況報告

ア 就職氷河期事業交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（（別紙様式第10-1号）、（別紙様式第10-2号）又は（別紙様式第10-3号））を校長に提出する。校長は、提出された報告書を取りまとめ、知事に報告する。

イ 校長及び知事は、就農状況報告の提出のあった就職氷河期事業交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、資金の交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。ただし、第6の2の(6)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出が

あった時点においても、その状況を確認する。

確認は次のとおり行うこととし、他の都道府県に就農した者については、その都道府県と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

3の(1)のイによる確認結果について、データベースに照会する。

(イ) 農の雇用事業の研修生となっている者

農の雇用事業の研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

校長及び知事は、県農業技術センター等に照会して確認する。

(3) 就農遅延報告

就職氷河期事業交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、校長に就農遅延届(別紙様式第11号)を提出する。校長は、就職氷河期事業交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、校長は就農遅延届の提出があった就職氷河期事業交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(4) 就農報告

就職氷河期事業交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農1か月以内に就農報告(別紙様式第12号)を校長に提出する。校長は、当該交付対象者が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した市町村を所管する所長に情報を提供するとともに、知事に報告する。なお、校長は独立・自営就農する就職氷河期事業交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(5) 就農中断報告

就職氷河期事業交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に校長に就農中断届(別紙様式第13号)を提出する。校長は、就職氷河期事業交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第14号)を提出する。また、校長は就農中断届の提出のあった就職氷河期事業交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 住所等変更報告

就職氷河期事業交付対象者は、交付対象となる研修期間内及び交付対象となる研修期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第15号)を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(7) 離農報告

就職氷河期事業交付対象者は、交付対象となる研修期間終了後6年の間に離農した場

合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第28号）を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

3 経営開始型

(1) 就農状況報告

ア 開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第10-1号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（(4)の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第10-1-1号）を交付主体に提出する。

イ 就農状況報告を受けた交付主体は、第19の2のサポートチームと協力し、別表3を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要に応じて、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第16-1号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

また、交付主体は、就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第16-1号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所いずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ 交付主体は、イの確認結果を所長等を通じて知事に報告する。（別紙様式第17号）

(2) 開始型交付対象者の中間評価

交付主体は、開始型交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及びサポートチー

ム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

ア 評価会の設置

交付主体は、第 19 の 2 のサポートチーム、県農業技術センター等の関係機関や地域の中核的農業者等で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

交付主体は、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価基準を基に、エの評価区分のうち該当するものに決定する。

ウ 評価基準

エの評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者

(イ) (ア)の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市町村が認める者

a 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね1/2を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、別紙様式第2号の別添1の収支計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね1/2に達している者

b 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者

エ 評価区分

評価区分は、A（順調）、B（順調ではない）の2段階とする。

オ 評価結果の取り扱い

交付主体は、A評価の開始型交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価の開始型交付対象者のうち希望する者については、第22の経営発展支援金を交付する。また、A評価相当の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者と評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。なお、B評価の者については、資金の交付を中止する。

(3) 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第15号）を交付主体に提出する。交付主体は、その状況を所長等を通じて知事に報告する。

(4) 就農中断報告

ア 開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第14号）を提出する。

イ 交付主体は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提

出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(5) 離農報告

開始型交付対象者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第28号）を交付主体に提出する。

第16 交付の停止等

1 要件

(1) 準備型

校長は、準備型交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第6の1の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第15の1の(1)のアの研修状況報告を行わなかった場合

オ 第15の1の(1)のイの研修実施状況の現地確認等により、別表3を満たさない等、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

カ 農業人材力事業実施要綱の別記1の第11の3に定められた国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(2) 就職氷河期事業

校長は、就職氷河期事業交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第6の2の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第15の2の(1)のアの研修状況報告を行わなかった場合

オ 第15の2の(1)のイの研修実施状況の現地確認等により、別表3を満たさない等、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

カ 農業人材力事業実施要綱の別記1の第11の3に定められた国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(3) 経営開始型

交付主体は、開始型交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第6の3の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

- エ 第 15 の 3 の (1) の ア の 就 農 状 況 報 告 を 行 わ な っ た 場 合
- オ 第 15 の 3 の (1) の イ の 就 農 状 況 の 現 地 確 認 等 に よ り、 別 表 3 を 満 た さ ない 等、 適 切 な 農 業 経 営 を 行 っ て い ない と 交 付 主 体 が 判 断 し た 場 合（ 例： 青 年 等 就 農 計 画 等 の 達 成 に 必 要 な 経 営 資 産 を 縮 小 し た 場 合、 耕 作 す べ き 農 地 を 遊 休 化 し た 場 合、 農 作 物 を 適 切 に 生 産 し て い ない 場 合、 農 業 生 産 等 の 従 事 日 数 が 一 定（ 年 間 150 日 以 上 か つ 年 間 1, 200 時 間 以 上） 以 下 で あ る 場 合、 交 付 主 体 か ら 改 善 指 導 を 受 け た に も か か わ ら ず、 改 善 に 向 け た 取 組 を 行 わ ない 場 合 等）
- カ 農 業 人 材 力 事 業 実 施 要 綱 の 別 記 1 の 第 11 の 3 に 定 め ら れ た 国 が 実 施 す る 報 告 の 徴 収 又 は 立 入 調 査 に 協 力 し ない 場 合
- キ 第 15 の 3 の (2) の 中 間 評 価 に よ り B 評 価 と 判 断 さ れ た 場 合
- ク 前 年 の 世 帯 全 体 の 所 得 が 600 万 円 を 超 え た 場 合（ 其 の 後、 世 帯 全 体 の 所 得 が 600 万 円 以 下 と な っ た 場 合 は、 翌 年 か ら 交 付 を 再 開 す る こ と が で き る。）。 た だ し、 当 該 所 得 が 600 万 円 を 超 え る 場 合 で あ っ て も、 生 活 費 の 確 保 の 観 点 か ら 支 援 対 象 と す べ き 切 実 な 事 情 が あ る と 交 付 主 体 が 認 め る 場 合 に 限 り、 交 付 を 可 能 と す る。 こ の 場 合、 交 付 主 体 は 生 活 費 の 確 保 の 観 点 か ら 支 援 対 象 と す べ き 切 実 な 事 情 が あ る と 認 め た 根 拠 及 び 考 え 方 を 整 理 し、 国 か ら 照 会 が あ っ た 場 合 は 提 示 す る。

2 交付の停止等に係る手続

(1) 準備型

- ア 準備型交付対象者は、交付を中止する場合、校長に中止届（別紙様式第 18 号）を提出する。
- イ 校長は、アの提出があった場合、又は 1 の (1) の ア、イ、エ から カ の い ず れ か に 該 当 す る 場 合、 資 金 の 交 付 を 中 止 し、 中 止 届 を 添 付 の 上、 知 事 に 報 告（ 別 紙 様 式 第 19-2 号） する。
- ウ 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合、校長に休止届（別紙様式第 20 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。
- エ 校長は、準備型交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、知事に報告（別紙様式第 21-2 号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合は、資金の交付を中止し、休止届を添付の上、知事に報告する。
- オ ウの休止届を提出した準備型交付対象者が、研修を再開する場合、研修再開届（別紙様式第 22 号）を提出する。
- カ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、オの研修再開届の提出と併せて第 13 の 1 の 手 続 き に 準 じ て 研 修 計 画 の 交 付 期 間 の 変 更 を 申 請 す る。
- キ 校長は、準備型交付対象者からオの提出があり、適切に研修することができると認められる場合、知事に報告（別紙様式第 26-2 号）するとともに資金の交付を再開する。
- ク 継続研修

準備型交付対象者が、交付終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合、継続研修計画（別紙様式第 23 号）を作成し、第 11 の 1 の(1)の手続に準じて、校長に申請するとともに、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（別紙様式第 24 号）を校長に提出する。継続研修は準備型交付終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は、原則として 4 年以内とする。なお、継続研修は交付対象とはならない。

継続研修を行う場合、第 17 の 1 の(2)のイの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は、第 15 の 1 の(1)のアの規定に準じて、校長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

継続研修計画の提出を受けた校長は、第 11 の 1 の(2)の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第 6 の 1 の要件」を「第 6 の 1 の(1)及び(2)の要件」と読み替えるものとする。

継続研修計画の承認を受けている場合は、承認された期間中は第 17 の 1 の(2)のイによる全額返還を免除するものとする。

(2) 就職氷河期事業

ア 就職氷河期事業交付対象者は、交付を中止する場合、校長に中止届（別紙様式第 18 号）を提出する。

イ 校長は、アの提出があった場合、又は 1 の(2)のア、イ、エからカのいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、知事に報告（別紙様式第 19-2 号）する。

ウ 就職氷河期事業交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合、校長に休止届（別紙様式第 20 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

エ 校長は、就職氷河期事業交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、知事に報告（別紙様式第 21-2 号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合は、資金の交付を中止し、休止届を添付の上、知事に報告する。

オ ウの休止届を提出した就職氷河期事業交付対象者が、研修を再開する場合、研修再開届（別紙様式第 22 号）を提出する。

カ 就職氷河期事業交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付対象となる研修期間を延長できるものとし、オの研修再開届の提出と併せて第 13 の 2 の手続に準じて研修計画の交付対象となる研修期間の変更を申請する。

キ 校長は、就職氷河期事業交付対象者からオの提出があり、適切に研修することができると認められる場合、知事に報告（別紙様式第 26-2 号）するとともに資金の交付を再開する。

ク 継続研修

就職氷河期事業交付対象者が、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き継続

研修を行う場合、継続研修計画（別紙様式第 23 号）を作成し、第 11 の 2 の(1)の手続に準じて、校長に申請するとともに、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（別紙様式第 24 号）を校長に提出する。継続研修は資金の交付対象となる研修期間終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は、原則として 4 年以内とする。なお、継続研修は交付対象とはならない。

継続研修を行う場合、第 17 の 2 の(2)のイの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は、第 15 の 2 の(1)のアの規定に準じて、校長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

継続研修計画の提出を受けた校長は、第 11 の 2 の(2)の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第 6 の 2 の要件」を「第 6 の 2 の(1)の要件」と読み替えるものとする。

継続研修計画の承認を受けている場合は、承認された期間中は第 17 の 2 の(2)のイによる全額返還を免除するものとする。

(3) 経営開始型

ア 開始型交付対象者は、経営開始型の交付を中止する場合、交付主体に中止届（別紙様式第 18 号）を提出する。

イ 交付主体は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第 16 の 1 の(3)のア、イ若しくは、エからキいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第 19-1 号）する。また、第 22 の経営発展支援金の交付を受けた者については、経営開始 4 年目以降の交付を中止する。

ウ 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合、交付主体に休止届（別紙様式第 20 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

エ 交付主体は、開始型交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、休止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第 21-1 号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合、資金の交付を中止し、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第 19-1 号）する。

オ ウの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合、経営再開届（別紙様式第 25 号）を提出する。

カ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 3 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、オの経営再開届と合わせて第 13 の 3 の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第 7 の 3 の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

キ 交付主体は、開始型交付対象者からオの提出があり、適切に経営することができると思われる場合、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第 26-1 号）するとともに資金の交付を再開する。

第17 資金の返還

1 準備型

次に掲げる事項に該当する場合、準備型交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合（(2)のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 第16の1の(1)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 第16の1の(1)のエに該当した場合、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 第16の1の(1)のオに該当した場合。

イ 研修終了後（研修中止後及び第16の2の(1)のクの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第15の1の(3)による手続きを行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 第8の1のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第6の1の(2)のオの(ア)の農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、第6の1の(6)で確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（第8の1のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第15の1の(5)による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第15の1の(5)による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれかの長い期間以内）で、第15の1の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の報告を行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

(3) 準備型交付対象者は、1のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第27号）を校長に提出する。

(4) 校長は、知事と協議の上、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合、資金の返還を免除することができる。

2 就職氷河期事業

次に掲げる事項に該当する場合、就職氷河期事業交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた

場合（(2)のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 第 16 の 1 の(2)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象研修期間中である場合にあっては、残りの対象研修期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 第 16 の 1 の(2)のエに該当した場合、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 第 16 の 1 の(2)のオに該当した場合。

イ 研修終了後（研修中止後及び第 16 の 2 の(2)のクの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、49歳以下で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第 15 の 2 の(3)による手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 親元就農をした者が、第 6 の 2 の(6)で確約したことを実施しなかった場合。

エ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

オ 独立・自営就農又は雇用就農を、交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第 15 の 2 の(5)による手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

カ 就農後、交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第 15 の 2 の(5)による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は2年間のいずれか長い期間以内）で、第 15 の 2 の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の報告を行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

(3) 就職氷河期事業交付対象者は、2のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第 27 号）を校長に提出する。

(4) 校長は、知事と協議の上、就職氷河期事業交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

3 経営開始型

(1) 次に掲げる要件に該当する場合、開始型交付対象者は、資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合はこの限りではない。

ア 第 16 の 1 の(3)のアからカ及びクに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、

同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第 15 の 3 の(4)の手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第 15 の 3 の(2)の中間評価により B 評価とされた者を除く。

- (2) 開始型交付対象者は、(1)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第 27 号）を交付主体に提出する。
- (3) 交付主体は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が(1)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合、資金の返還を免除することができる。

第 18 事業の推進体制と相談窓口

- 1 県は本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村、農業団体との連携を密にし、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 県は、研修に係る相談窓口を農業振興課に設置し、準備型交付対象者、就職氷河期事業交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行うものとする。

第 19 関係機関との連携とサポート体制の整備

- 1 本事業の実施に当たって、県、市町村、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、県農業技術センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

2 サポート体制の構築・整備

(1) 準備型及び就職氷河期事業

県は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別表 1 に定める研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

(2) 経営開始型

ア 交付主体は、平成 29 年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第 1 号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和 3 年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して

適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(ア)及び(イ)について、サポートチームは次に掲げる(ウ)から(オ)までについて行うものとする。

(ア) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

(イ) 第11の3の(2)の審査への参加

(ウ) 第15の3の(1)の就農状況の確認、助言及び指導

(エ) 第15の3の(2)の中間評価会の参加

(オ) 第15の3の(2)の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付対象者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付対象者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施

3 農業共済等の積極的活用

交付主体は、農業共済組合と連携し、開始型交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

第20 交流会の開催

県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

第21 推進事業

資金の交付事業を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業（就職氷河期事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業費の対象経費は神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱に定めるとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第22 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第15の3の(2)の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手續

- (1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第4号の別添8。以下「支援金申請書」という。）を交付主体に提出する。支援金申請書の提出は、経営開始型の経営開始4年目の交付対象期間に行う。
- (2) 交付主体は、支援金申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につなが

る取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

- (3) (2)の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した支援金申請書を交付主体に提出する。
- (4) 交付主体は、支援金申請者の変更申請があった場合は、(2)に準じて承認する。
- (5) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（別紙様式第4号の別添8。以下「支援金実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。
- (6) 交付主体は、(5)の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額等

支援金の交付額は、2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という。）とし、150万円以内の額とする。

支援金の対象経費は、2の(2)で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって使途及び金額が確認できるものに限る。

4 支援対象期間

- (1) 支援対象期間は2の(2)の承認を受けた日から最長1年間とする。
- (2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は2の(2)の承認を受けた年度内に一度、2の(5)の実績報告、交付主体は2の(6)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 交付主体は、交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の第14から第16までの規定に準じて、取得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。
- (2) 交付主体は、交付対象者に対し、取得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、指揮監督するものとする。また、第15の3の(1)のイの就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。

6 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第23 交付対象者の情報共有

- 1 県は、交付対象者の資金の交付情報を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。また、県、及び市町村は、国とともに交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

- 2 1を実施するため、交付主体は、計画の承認、交付申請書、報告書等の提出があった場合や、状況等の確認を行った場合、速やかにデータベースに登録するものとする。また、県はデータベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適正に行われていない場合は、交付主体に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。
- 3 他の都道府県、農業人材力事業実施要綱第4の1の(1)又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱第4の1の(1)に定める事業実施主体から準備型又は就職氷河期事業の交付を受けた者が本県に就農・雇用就農した場合は、就農状況の確認に協力する。本県において準備型又は就職氷河期事業の資金を受けた者が他の都道府県に就農・雇用就農した場合は当該都道府県に協力を依頼する。
- 4 県及び市町村は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第30号により適切に取り扱うものとする。

第24 効率的かつ適正な技術の確保

交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

附 則

本要綱は、平成24年8月3日より施行する。

本要綱は、平成24年9月28日より施行する。

本要綱は、平成25年4月11日より施行する。

本要綱は、平成25年6月24日より施行する。

本要綱は、平成26年6月3日より施行する。なお、この改正前の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の1の(7)、第6の2の(8)、第19の1、第19の2、第19の4についてはこの改正の内容を適用するものとする。

本要綱は、平成27年3月9日より施行する。ただし、平成27年2月3日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第7の2の(2)に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度国補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、第13の2の(2)の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

本要綱は、平成27年5月11日より施行する。この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前

の例によるものとする。ただし、改正後の第15の1の(1)のカ、及び(2)のカについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

本要綱は、平成28年4月28日より施行する。なお、この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

本要綱は、平成29年6月5日から施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

平成27年3月9日付け改正以前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第7の2の(1)に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする。

本要綱は、平成29年8月1日より施行する。

本要綱は、平成30年5月17日から施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第10-1号、別紙様式第10-1-1号、別紙様式第10-3号、別紙様式第7-1号、別紙様式第7-2号の改正部分についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

本要綱は、平成30年11月6日から施行する。

本要綱は、令和元年5月13日から施行する。なお、この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第16の1の(1)のオ、第16の1の(2)のオ、第15の1の(1)のイ、第15の1の(1)のウ、第15の2の(1)のイ、別紙様式第9号及び別紙様式第16-1号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

この通知による改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第7の2の(2)に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要綱の第6の2の(1)を適用するものとする。

本要綱は、令和2年5月14日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の3の(2)のア、第7の3の(1)、第15の1の(7)、第15の3の(1)のア及びイの(ウ)のc、第15の3の(5)、第16の2の(1)のク、第22、別紙様式第4号の別添8、別紙様式第7号、別紙様式第10-1号、別紙様式第10-1-1号、別紙様式第12号、別紙様式第16-1号、別紙様式第16号-4号、別紙様式第23号、別紙様式第28号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

この通知による改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第3の1のアに規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要綱の第6の1の(2)のア及びエ、第15の1の(1)のウの(ウ)、別紙様式第2-1号の別添1及び別添4、別紙様式第8-1号、別紙様式第8-2号、別紙様式第9号を適用するものとする。

本要綱は、令和3年6月15日より施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。なお、

この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の3の(2)のア、第6の3の(7)、第10、第15の1の(2)のイ、第15の2の(2)のイ、第15の3の(1)のイ、第16の2の(1)のウ及びカ、第16の2の(2)のウ及びカ、第16の2の(3)のウ及びカ、第17の1の(2)、第17の2の(2)、第19の2の(2)のイ及びウ、第21並びに別紙様式第1号から第30号まで並びに改正前の第6の1の(8)、第6の2の(8)及び第6の3の(9)については、この限りでない。

別表 1

研修機関 神奈川県立かながわ農業アカデミー 農業研修を実施している知事が認める実施機関等
--

別表 2

順位	項目	基 準			
1	経営 開始 型	新規参入者		過年度	経営の発展性の高い者、高齢化 が進展するなど新規就農者の 必要性が高い地域に就農する 者を優先
2				本年度	
3		部門開始者		過年度	〃
4				本年度	〃
5		経営継承者		過年度	〃
6				本年度	〃
1	準備型 ・就職氷 河期事業	被扶養者でなく、世帯全体の 所得が低い者		扶養家族あり	独立・自営就農予定者を、 法人等就農予定者より優 先
2				扶養家族なし	
3		上記のうち、前年との		扶養家族あり	〃
4		所得差額が大きい者		扶養家族なし	〃
5		前年度被扶養者だった者			〃

※同順位の中では世帯全体の所得の低い者を優先することとする。

別表 3

以下の全ての項目を満たす者に対し優先的に対応する。満たさない項目があった場合であっても、支援対象とすべき者と事業実施主体が判断する場合には、予算の範囲内で採択は可能とする。

1 準備型・就職氷河期事業

(1) 新規採択者

研修計画及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・就農ビジョンと研修の目的が明確であり、就農意欲が高い者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
- ・研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者

(2) 継続者

研修状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者
- ・研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者
- ・成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がない者
- ・就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者
- ・研修の出席状況が良好で、概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者

2 経営開始型

(1) 新規採択者

青年等就農計画等及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
- ・地域の担い手として期待されている者
- ・将来にわたって営農継続が期待される者

(2) 継続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び中核的農業者等関係者の助言・指導に従う者
- ・営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- ・自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- ・年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- ・概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- ・労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- ・将来にわたって営農継続が期待される者